指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 収入に関する事務		
領収証書の取扱いを適正に行うべきもの	現金取扱事務の手引の確認を怠っ	措置済
出納員領収証書の取扱いについて,未使用の領	ていたため、一連番号を付していな	
収証書簿冊を受け入れる際には一連番号を付すこ	かった。	
とになっているが,受け入れの際に一連番号を付	なお、平成 28 年 11 月 10 日に領	
さず,使用の都度,番号を付している事例があっ	収証書の全てに一連番号を付した。	
た。(高齢福祉課)	現在使用している領収証書の表紙	
未使用の領収証書簿冊を受け入れる際に一連番	に「領収証書を受け入れる際には、	
号を付すべきである。	一連番号を付すように」との注意書	
	きの付箋を貼り付け、今後は同様の	
	事例が起こらないように改善に努め	
	た。	
(2) 支出に関する事務		
専決規程に定める適正な決裁を得るべきもの		
支出に係る決裁について,次のような事例が		
あった。		
副市長以下専決規程及び事業所長等専決規程に		
定められた適正な決裁を得るべきである。		
ア 動物管理センター手術室設置備品 1,988,000	ア 契約監理課への経理契約要求決	措置済
円の調達において,契約監理課への経理契約要	議の決裁は部長決裁とすべきところ	
求決議は部長決裁とするべきところ,課長決裁	を,課長決裁により決議していた事	
により決議していた事例 (生活衛生課)	例は,副市長以下専決規程を十分理	
	解しないまま,物品調達の決裁を	
	行ったことが原因であった。	
	28 年 11 月 15 日 , 専決権限の行	
	使について,所属長から関係職員に	
	事例内容の説明及び指導を行うとと	
	もに,起案者のみならず承認者にお	
	いても,事業ごとに専決者を確認	
	し,権限を有する者が決定を行うよ	
	う周知徹底した。	
	なお,29年1月12日,指摘事項	
	について専決者までの決裁を行っ	
	た。	

措置内容	措置状
イ 決裁権限についての確認が足らず、誤った区分で決裁を行っていた。 28年12月27日,専決権限の行使について,所属長から関係職員に事例内容の説明及び指導を行うとともに,起案者のみならず承認者においても,事業ごとに専決者を確認し,権限を有する者が決定を行うよう周知徹底した。 なお,29年3月17日,指摘事項について専決者までの決裁を行っ	措置済
た。	
ウ 専決規程に定める適正な決裁を 得るべきものが適正に処理されてい なかった原因は、副市長以下専決規 程について誤認解釈していたためで ある。 28年11月22日、専決権限の行 使について、所属長から関係職員に 事例内容の説明及び指導を行うとと もに、起案者のみならず、承認者等 においても専決規程の確認を行い、 権限を有する者が決定を行うよう周 知徹底した。 なお,29年2月16日,指摘事項 について専決者までの決裁を行っ	措置済
	ず、に区分で決裁を行っていた。  28年12月27日,専決権限の行使に事決権限の行使に事例内容を表するとにものののののののののののののののでは、事事有した。  ないののでは、事事を行うで決対をできません。  ないののでは、をできません。  ないののでは、をできません。  ないのでで決対をできません。  ないののででは、はいれて、はいれでででででででででででででででででででできません。  ないのででででででででででででででできません。  ないのででででででででででででででででででででででででででででででででででで

指摘の概要	措置内容	措置状況
概算払に係る精算事務を適正に行うべきもの次の事業の概算払支払精算につき、決裁を部長まで得るべきところ課長までしか得ていなかった。 ・神戸市立こうべ市歯科センター指定管理料・神戸市歯科医師会附属歯科診療所(休日歯科)運営費補助金 ・一般財団法人神戸市地域医療振興財団 西神戸医療センター運営事業補助 (地域医療課)概算払の精算については、前渡金の規定を準用し、「前渡金管理者は、(中略)支払精算書を作成し、直近の上司に提出しなければならない。」(会計規則第48条第1項)とされているので、部長の決裁を得るべきである。	精算事務に関する決裁区分を誤認していたことが原因である。 指摘された件は、平成28年10月4日に部長決裁を得ており、是正済みである。 なお同日に、精算についてのみならず、その他会計処理においても専決区分を都度確認することを周知徹底した。	措置済
(3) 契約に関する事務 契約監理課による経理契約とするべきもの ア 一般には流通しておらず、出版・販売元である法人からのみ調達できる書籍を 459,060 円で調達する際に、副市長以下専決規程では 30 万円を超えて 1,000 万円以下の物件の調達は契約監理課長に専決権がある(表中 1)にもかかわらず、「その他の契約事務」を適用して局長決裁(表中 2)としていた。 このような決裁としているのは、契約事務の統括部署たる契約監理課の方針に従ったためである。 (計画調整課) 競争入札に参加しようとする者は必要な資格を有するか否かについて認定を受けなければならない(契約規則第3条,第3条の2,第15条)が、随意契約の場合、契約規則は資格の認定を必要としておらず(第26条),他にルール	ア 契約監理課長に専決権のある特命随意契約の締結に当たって印鑑証明書と登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書で実体を知ることができない場合でも、契約監理による特命随意契約とするとのご指摘に対し、契約監理課によると、登記簿謄本(写しり等の提出によって、経理契約を締結するとの見解である。 今後、適正な決裁区分に従って、適切に対応していく。	措置済
もない。 契約監理課に専決権のある特命随意契約の締結に当たって契約相手に入札参加資格の認定がない場合,契約監理課は契約相手としての実体		

指摘の概要	措置内容	措置状況
を知るため入札参加資格の認定に準じて最低限		
必要と考える印鑑証明書と,登記簿謄本又は登		
記事項に関する履歴事項全部証明書を一律に提		
出させ,経理契約を締結することとしている。		
どちらか一つでも欠ける場合,契約監理課では		
経理契約は締結せず,契約要求局で専決契約を		
締結させている。契約相手の確認に何を必要と		
するかは,契約監理課が締結する経理契約と各		
局が締結する専決契約とで専決権がある者の判		
断によって違うことはあり得る,というのが契		
約監理課の考え方である。		
契約締結は契約事務手続規程に基づいて進め		
られるが,契約監理課に専決権のある特命随意		
契約の締結に当たっては,契約要求局から契約		
相手や随意契約理由を記した随意契約依頼書を		
契約要求書と同時に提出させて進めることと		
なっている。		
契約監理課に専決権のある特命随意契約の締		
結に当たって契約監理課が契約相手としての確		
認ができない場合,契約要求局には専決権がな		
いので,契約は締結できないことになる。		
契約監理課長に専決権のある特命随意契約の		
締結に当たって印鑑証明書と登記簿謄本又は登		
記事項に関する履歴事項全部証明書で実体を知		
ることができない場合でも,契約監理課による		
特命随意契約とするべきである。		
		措置済
イ 「歩 KING 歩 QUEEN 決定戦 」事業に使用する	イ 本事案は、副市長以下専決規定	
ため,万歩計等を 773,550 円で調達する際に,	等の契約関係例規を十分に確認せ	
副市長以下専決規程で契約監理課長に専決権の	ず、事務処理を行ったことが原因で	
ある契約であるにもかかわらず,その他の契約	あった。	
で局長決裁としていた。	あらためて課職員全員に契約事務	
(健康づくり支援課)	処理の徹底について周知するととも	
契約監理課による契約とするべきである。	に、複数チェックの徹底を確認し	
	た。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
請負契約において約款に関する適正な履行を確保するべきもの 遺伝子解析装置の保守点検について,約款では 請負事業者は契約の全部又は大部分を他人に履行	遺伝子解析装置の保守点検の請負事業者は、契約の履行において、請	措置済
させてはならないとされているところ,請負事業者を販売店としている製造メーカーが遺伝子解析装置の保守点検を行っていた。	負事業者を販売店としている遺伝子解析装置の製造メーカーに依頼し、 当該製造メーカーが点検報告書を作成していたため、「製造その他請負契約約款」第2条(権利譲渡等の禁止)に違反している、と指摘を受けた。 「製造その他請負契約約款」どおりの履行について、各機器の管理担当者に周知し、履行の過程で注意を払うよう徹底した。	
委託契約において再委託に関する適正な手続きを求めるべきもの 設備総括管理業務に係る委託について,受託事業者が一部の業務を再委託する場合は,発注者による書面による事前承諾が必要とされているところ,受変電設備点検業務の再委託承諾申請手続きが行われていなかった。 (看護大学) 約款に基づき,適正な手続きを行うべきである。	平成 28 年度においては、これまで受変電設備点検業務を含め再委託が行われた業務については、発注者による書面による承諾を実施している。  今後も、再委託業務がある場合は、再委託前に必要な書類の確認を必ず行い、受託業者が立会って業務の履行確認を行わせ、受託業者から完了報告書を提出することを徹底した。	措置済

1 指摘の概要	措置内容	措置状況
委託契約において個人情報に関する適正な手続きを求めるべきもの 健診,がん検診の委託では,業務の履行に伴い取得した細胞診検体等個人情報について,市が廃棄,消去を指示した場合,情報セキュリティ遵守特記事項に基づき,廃棄等を行ったことを証する書面を提出させることになっているが,受託事業者から書面を提出させていなかった。 (健康づくり支援課・予防衛生課)情報セキュリティ遵守特記事項に基づき,適正	平成 28 年 12 月 21 日、保管期間 が終了した検体等の個人情報につい ての廃棄報告書を受託事業者から受理した。 今後、情報セキュリティ遵守特記 事項に基づき処理を行った際には、必ず廃棄報告書を提出するよう委託 事業者に周知徹底した。	措置済
な手続きを行うべきである。  (4) 財産の管理に関する事務 備品管理簿への記載を適正に行うべきもの 備品を購入しているにもかかわらず,備品管理 簿に記載していない事例があった。	案内板を備品購入費で発注していたが、作成から設置までの一連作業であり工作物と考えて、備品管理簿に記載をしていなかった。 指摘事項の案内板については、平成28年12月2日に備品管理簿に登録すると共に、今後は備品登録の漏れがないよう各センターからの支出決議の際に「備品取得決議書」を添付するよう所属内で徹底した。	措置済

平成28年度 財務定期監査(監査対象:保健福祉局)		1
指摘の概要	措置内容	措置状況
意見 (1) 調度品の更新について 和光園における調度品の更新は,居室の調度品が傷んでいるとの報告があった場合に,発注担当者に連絡し,発注担当者はその都度更新することとしており,レースカーテンの更新についても,平成27,28年度に17回調達し,その総額は716,040円であった。 建物や機械設備については,定期点検等で現状を把握し修繕等を行っているものの,調度品については点検等で現状を把握しておらず,度重なる調達となったと考えられる。 調度品の更新にあたっては,予算を平準化し,もれなく一定規模で入札することによってより安価に調達できるよう,建物や機械設備と同様に定期点検等をされたい。 (和光園)	今回のカーテンの調達に関しては、カーテンの購入から 16 年間更新しておらず、ここ2年でカーテンの痛みが目立ち始め、順次発注依今のおあり、その都度発注しなったものである。 今後は、定期的な点検等で現状を把握することが、更新の際に発注で、更新の際に発達することが可能である調度について年1回の定期的な点検を行うように経理担当職員及び発注担当職員に周知徹底した。	措置済
(2) 補助金の要綱と運用の齟齬について 民間社会福祉施設運営費補助金について,同要 綱第5条第1項第1号には,継続して補助金の交 付を受ける施設は,交付基準月前6ヶ月の各月現 員数により算定した額を,交付基準月以後6ヶ月 の補助金として交付する,と記載があり,同第6 条第6項には,当該年度の半期毎の補助事業が終 了したときは実績報告書を提出することと記載されている。 平成27年度下半期分の同補助金は,平成27年 4月から9月の現員数で補助金額を決定していた ものの,次の表のように,補助金を一般支払と し,実績として平成27年4月から9月の現員数 の報告を受領していた。 要綱に則り,平成27年度下半期補助金を概算 払した上で,平成27年10月から28年3月の現 員数の報告書を求めるか,もしくは実態に合わせ て要綱を改正されたい。 (高齢福祉課)	平成 27 年度下半期分は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月の現員数の報告書を求めた。 平成 28 年度の補助事務においては概算払での支出を行った上で、補助対象期間に合わせた実績報告を求めるよう、事務を進めている。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
③ 歯科保健医療事業推進補助金交付要綱につい		
て		
歯科保健医療事業の経費は直接経費と間接経費	補助要綱を改正し、 間接経費が	措置済
からなるが,直接経費については,次の表のよう	対象であること、 他の委託事業や	
にそれぞれの補助金交付要綱や委託契約で対応し	補助事業において別途市が負担する	
ている。一方,間接経費については,歯科保健医	経費を除くこと、を明記した。	
療事業推進補助金交付要綱で対応していると見ら	(H29.2.1 決裁、H29.4.1 施行)	
れるが明確ではない。		
歯科保健医療事業推進補助金交付要綱は補助対		
象を,事業を実施するにあたって事務局が負担す		
る経費と記載しており,間接経費を補助対象とす		
る記載がないので,明示するなど補助要綱を整理		
されたい。 (地域保健課)		
(4) 薬事事務に係る業務委託について		
市は25万円で次の業務を委託している。	同委託業務については、権限委譲	措置済
・毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録等 	当時は実績も含め効果的であった	
申請届出の取り次ぎ	が、本市の審査技術等が蓄積された	
・医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全	現在においては、効果が限定的であ	
性の確保等に関する法律に基づく薬局の休廃止	るため、来年度から廃止する。	
再開等届出の取り次ぎ		
・申請書類等の記入等の説明相談業務		
・市から登録票を搬送し申請者に渡す業務		
市が上記の業務を委託していることを一般に広		
報しておらず,平成 27 年度の取り次ぎ実績は 47		
件(市の年間受付件数 5,852 件)にとどまってい		
るほか,市から登録票を搬送し申請者に渡す業務		
の実績はなかった。		
こうした状況にあって,委託してこの業務をや		
らなければならないのか検討されたい。		
(予防衛生課)		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 支出に関する事務 遅滞なく支払を行うべきもの 請求書受理日から 30 日を超えて支払われて いる事例があった。 (事業課) 適正な事務処理を行うべきである。	保育士の研修用文具を購入したが、受理した請求書を他の書類の間に挟んでしまい、支払処理済と勘違いしていたところ、後日、請求書を発見し、速やかに支払処理を行ったが、請求書受理後30日を超過していた。 請求書を受領したら極力すぐに支払処理するとともに、やむを得ず、後日の支払いとなる場合は、請求書等重要な支払書類の保管場所を取り決め、他の書類とまざれないよう管理を徹底することを関係職員に周知	措置済
(a) +7/4	した。	
(2) 契約に関する事務 契約監理課による契約とするべきもの		
ア 平成 28 年度当初にワクチン等の薬品複数点分の単価を記載した見積書を 1 社から徴取し,年度当初に示された単価でその都度当該業者に発注を行っているが,年間 30 万円を超えている。 (総合療育センター)年間の調達が予定されて,その予定金額が 30 万円を超える場合は,事業所長等専決規程に則り,契約監理課による契約とするべきである。	ワクチン等の購入数が少量で多種・広範囲に及ぶこと、また、短い納期や直前のキャンセルがあるため、対応可能な業者に依頼していた。 平成 29 年度分については、契約監理課に相談の上、仕様書に詳細を指定すれば、入札可能ということな	措置済
	ので、契約監理課に要求済み。	
イ 平成 28 年 4 月 1 日の組織変更に伴う収納家具の購入にあたり、合計金額が 30 万円を超えるため、事業所長等専決規程に則り契約監理課による契約とするべきところ、平成 27 年度内履行を必要とする契約監理課への要求書の締切日がすでに過ぎていたため、合計金額 628,560 円を、3 件に分割して所長専決により契約していた。	組織変更に伴う、改修工事終了後の再配置を検討する中で、収納家具が必要になり、契約監理課の締切が過ぎていたため、分割により発注してしまった。 今後、ご指摘のようなケースについては、契約監理課と協議をして対	措置済
(総合療育センター) 事業所長等専決規程別表第 2 に定める区分は,	応をしていきたい。	
一回の意思決定に適用されるため(新たな専決調		

に幼稚園等に入園するための認定(1 号認定)を 受けた市民向けチラシと保育所等に入所するため の認定(2 号・3 号認定)を受けた市民向けチラシを 作成する際、対象者及びそれぞれの 入園・入所手続きが異なることか ら、別々の目的を有するものとして 別発注が可能と判断し、書類を対象 者別にまとめた金額が課長専決の範 因決定がなされていたと考えられる。また,発注 の時点で見積金額が30万円を超えることも明らかになっていた。 専決規程別表第2に定める区分は,一回の意思決定に適用される(新たな専決調達事務処理に関するマニュアル)。同じ市民向けのチラシの印刷物を分割せず,副市長以下専決規程に則り,契約監理課による契約とするべきである。	度 財務正期監査(監査対象:ことも家庭向) -		
よる契約とするべきである。なお,契約監理課へ の要求書の締切日を過ぎた場合,発注,契約の履行に緊急を要する事情によっては,地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急必要により競争入札に付することができないとき」に該当する場合があり得ることから,随意契約について契約監理課に確認するべきである。  ウ 市民向けチラシの印刷物について,下記のように幼稚園等に入園するための認定(1号認定)を受けた市民向けチラシと保育所等に入所するための認定(2号・3号認定)を受けた市民向けチラシをそれぞれ別個の課長専決契約としていた。  (事業課) 5月9日に見積依頼をし、5月19日に発注しているので,発注の時点で市民向けチラシの印刷物(1号認定,2号・3号認定すべて)の契約の意思決定がなされていたと考えられる。また,発注の時点で見積金額が30万円を超えることも明らかになっていた。 専決規程別表第2に定める区分は,一回の意思決定に適用される(新たな専決調達事務処理に関するマニュアル)。同じ市民向けのチラシの印刷物を分割せず,副市長以下専決規程に則り,契約監理課による契約とするべきである。  (3) 財産の管理に関する事務備品管理簿への記載を適正に行うべきもの  指摘を受けて、ノートパソコンに	指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 財産の管理に関する事務 備品管理簿への記載を適正に行うべきもの 指摘を受けて、ノートパソコンに	別とするべきである。なお、契約監理課へは書の締切日を過ぎた場合、発注、契約の施認を要する事情によっては、契急の要は高いた。 は、167条の2第1項第5号「緊急の必要に該当時人人人に対することから、随意契約について、協会があり得ることから、随意契約について、時間のである。 これでおりのの記定(1 大手である)を受けた市民のはまるための課長専決契約としていた。 は、10で、発注の時点で市民向けチラシの印刷物にしていたという。 1 日に見積依頼をし、5月19日に見積依頼をし、5月19日に見積依頼をし、5月19日に見積依頼をし、5月19日に見積依頼をし、5月19日に見積で、2号・3号認定すべて)の契約の意とで、2号・3号認定すべて)の契約の意とで、2号・3号認定すべて)の契約の意とで見積金額が 30万円を超えることも明らなで見積金額が 30万円を超えることも明らまで見積金額が 30万円を超えることも明らまである。 は、対象に対象を表しまである。 は、対象に対象を表しまである。 は、対象に対象を表しまである。 は、対象に対象を表しまである。 は、対象に対象を表しまである。 は、対象を表しまである。 は、対象を表しまでも、対象を表しまでも、までも、までも、までも、までも、までも、までも、までも、までも、までも、	3号認定こども向けの案内チラシを 作成する際、対象者及びそれぞれの 入園・入所手続きが異なることから、別々の目的を有するものとして 別発注が可能と判断し、書類を対象 者別にまとめた金額が課長専決の範 囲内であったことからそれぞれ課長 専決として発注とした。 今後契約にあたっては、一回の意 思決定に基づいて専決規程を適用 し、入札発注等適切な方法により発	措置済
	この管理に関する事務		
<ul> <li>簿に記載していない事例があった。</li> <li>物品会計規則等に基づき,適正な事務処理を行うべきである。</li> <li>・ノートパソコン7台 802,872 円 (総合療育センター)</li> <li>・強力パンチ 24,062 円 (事業課)</li> <li>ンチについては平成 28 年 12 月に備品管理簿への記載を行った。</li> <li>今後、同様の誤りが生じないよう、関係職員に周知徹底を行った。</li> </ul>	日を購入しているにもかかわらず, 備品管理 ついない事例があった。	ンチについては平成 28 年 12 月に備品管理簿への記載を行った。 今後、同様の誤りが生じないよ	措置済